

「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」事業 宿泊施設参画誓約事項

- 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- 「地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」に参加しており引き続き同じ口座を登録される場合、「地元で愉しもう！とやま観光キャンペーン」事務局へ報告した宿泊施設情報および、割引相当額の振込みに係る口座情報を、「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」事業事務局が共有することに同意します。
- 対象商品の販売に際しては、本事業の対象であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（割引後の価格）を明示し、その差額に対し、本事業による支援があることを消費者が明確に認知できるようにします。
- 旅行者が対象商品を利用するに際しては、マニュアル・実施要綱に従い旅行者全員の本人確認、居住地確認を必ず行います。
- ワクチン接種済証または陰性の検査結果通知書等の確認を必ず行います。
- 割引申請システムへ必要事項を必ず入力します。
- 対象となるすべての旅行者に、適切にクーポンを配付します。
- 旅行の中止等により、クーポンの過大配付となった場合は、旅行者からクーポンの返還またはクーポン相当額の返金を求めます。
- 事務局からの連絡は基本的に電子メールであることを理解し、漏れの無いように対応します。
- 割引申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに報告します。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいません。
- 公的な事業という観点から支援金を自己又は自社の利益とするような行為は行いません。
- 国、富山県が本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 割引事業者としての登録条件ならびに対象商品の販売やクーポンの配付に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。
- 宿泊事業者は、旅館業法及び住宅宿泊事業法に定める宿泊台帳等により旅行者の宿泊実績等を管理します。
- 本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにします。
- 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管します。
- 県が実施する本事業に関係する販促キャンペーン等へ協力します。
- 本事業の中止を含めて富山県が行った決定に対して、異議は一切申し立てません。
- この申込内容に虚偽があり、またはこの同意事項に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

上記内容に同意し、社員スタッフにも周知徹底し、「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」事業に参画いたします。